

● 65歳に到達した後の介護負担金軽減について

資料3「高額障害福祉サービス等給付費等に関する支給認定について」において、65歳以上のいわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」の対象に

○ 65歳に達する日の前日において障害支援区分(障害程度区分)が区分2以上であること。

という規定があります。障害支援区分は65歳までを区切りとして決定しますが、更新を行う場合は、更新後の区分を適用し、新高額対象の判断を行います。

